



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政管理課） 1
- 特定計量器の定期検査（生活安全安心課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課） 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 4
- 土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除（海岸防災課） 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 5

人事委員会事項

- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 6

告 示

沖縄県告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和7年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 執務費用及び実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 折井真人
 - (2) 住所 那覇市古波蔵1丁目29番28-1005号レーヴグランディ古波蔵一丁目
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、監査費用の4割を上限として概算払をするものとする。

沖縄県告示第218号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
恩納村	令和7年7月4日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	恩納村コミュニティーセンター
渡嘉敷村	令和7年7月7日（月曜日） 午後零時30分から午後2時30分まで	渡嘉敷村中央公民館
座間味村	令和7年7月9日（水曜日） 午後1時から午後3時まで	座間味コミュニティーセンター
	令和7年7月11日（金曜日） 午後1時から午後3時まで	座間味村字阿嘉島離島振興総合センター
本部町	令和7年7月16日（水曜日） 午前10時30分から午後3時まで	本部町産業支援センター
久米島町	令和7年7月23日（水曜日） 午後2時から午後5時まで	久米島町具志川農村環境改善センター
	令和7年7月24日（木曜日） 午前9時から午後零時まで	久米島町役場
金武町	令和7年8月4日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	金武町陸上競技場
伊江村	令和7年8月6日（水曜日） 午前11時から午後3時まで	伊江島はにくすに
宜野座村	令和7年8月13日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	宜野座村ふれあい交流センター
名護市	令和7年8月18日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	名護市羽地地区センター
	令和7年8月20日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	久志農村環境改善センター
	令和7年8月22日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	名護市民会館
栗国村	令和7年9月2日（火曜日） 午後1時から午後4時まで	栗国村離島振興総合センター
名護市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村及び久米島町	令和7年9月8日（月曜日） 午前9時から午後4時まで	沖縄県計量検定所

注意 渡嘉敷村中央公民館及び伊江島はにくすにを検査場所とする検査期日を除き、検査時間のうち、午後零時から午後1時までの間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和7年5月27日から同年6月9日まで一般の縦覧に供する。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字上原宇那利崎10番439地内	15.3m ～ 15.9m	8.7m
新	竹富町字上原宇那利崎10番439地内	15.6m ～ 15.9m	8.7m

沖縄県告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 座間味村字座間味
- 2 公共測量を実施した期間 令和6年11月18日から令和7年3月21日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
有銘(5)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(12)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘川303－C－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
川上川303－B－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
伊是名川303－C－2	東村字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
伊是名川右支川303－C－3	東村字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
平良川303－C－4	東村字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
有銘(5)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(12)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
有銘(5)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘川303－C－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
川上川303－B－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊是名川303－C－2	東村字平良のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊是名川右支川303－C－3	東村字平良のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
平良川303－C－4	東村字平良のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
-------	----------	---------------------	-----------------------

有銘(5)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－1	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。)

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月9日 沖縄県指令土第756号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字我謝前川原278番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原六丁目9番6-202号浦西ハイツ 名嘉さゆり
- 5 検査済証番号 令和7年4月28日 第4993号
- 6 工事完了年月日 令和7年3月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年7月25日 沖縄県指令土第605号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市宇南波平島前原285番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字国吉834番地県営新垣団地2棟103号 新垣裕之、糸満市字国吉834番地県営新垣団地2棟103号 新垣沙希
- 5 検査済証番号 令和7年5月7日 第4994号
- 6 工事完了年月日 令和7年4月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月1日 沖縄県指令土第174号、令和6年9月26日 沖縄県指令土第714号（変更）、令和7年3月26日 沖縄県指令土第311号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市宇真栄里宮鳥301番1ほか10筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市大山七丁目2番10号 株式会社サンエー 代表取締役 豊田沢
- 5 検査済証番号 令和7年5月13日 第4996号
- 6 工事完了年月日 令和7年4月22日

人事委員会事項

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月27日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第18号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団」を「公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
一般財団法人沖縄県北部医療財団」
に、「公益財団法人沖縄県文化振興会」を「公益財団法人沖縄県文化芸術振興会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定中公益財団法人沖縄県文化芸術振興会に係る部分は、令和7年4月1日から適用する。

発行所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1